

水質汚濁防止法の排水基準を定める省令改正



現在、水質汚濁防止法においては、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を有害物質と定め、全国一律に適用する排水基準を設定し、排水規制が行われています。有害物質について、平成13年6月にほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニア化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物が追加となり、それらの一律排水基準が設定されました。その際に、これらの物質を排出する工場・事業場のうち、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難である一部の工場・事業場(40業種)に対し、暫定排水基準が設定されましたが、その適用期間が平成16年6月30日に終了することとなっています。暫定排水基準が適用されている工場・事業場については業種毎により状況は異なるものの、排水処理技術の向上、施設の改良等により一定程度の排出レベルの改善が認められています。その結果、40業種中14業種及び下水道業の一部については、既に一律排水基準を達成することが可能と判断され、一方、26業種については、安定的な排水処理等の技術はいまだ開発・実用化の途上にあり、現時点では直ちに一律排水基準を達成するのは困難な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、環境省では、排水基準を定める環境省令を改正し、14業種及び下水道業の一部については一律排水基準に移行させ、26業種のうち可能なものについては暫定排水基準を強化し、その上で暫定排水基準の適用を平成19年6月30日までにする等の措置を講ずることとなりました。

資料:2004年3月29日付 環境省 HP 環境省報道発表資料
5月31日付 環境省 HP 環境省報道発表資料

生活環境箇所 金井 陽子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

